議案第10号

調布市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業の実施に当たり遵守すべき基準を定めるため、提案するものであります。

調布市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定により、包括的支援事業の実施に当たり支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
 - (2) 支援センター 市内に所在する法第115条の46第1項に規定する 地域包括支援センターをいう。
 - (3) 介護給付等対象サービス 法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。
 - (4) 運営協議会 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号ロの規定により,市が設置する地域包括支援センター運営協議会をいう。
 - (5) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。
 - (6) 主任介護支援専門員 省令第140条の68第1項に規定する主任介 護支援専門員研修を修了した者をいう。

(基本方針)

第3条 支援センターは、次条に規定する職員が協働して包括的支援事業を 実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等 に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サ ービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保 険者が可能な限り, 住み慣れた地域において自立した日常生活を営むこと ができるようにしなければならない。

2 支援センターは、運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)

- 第4条 包括的支援事業に係る1の支援センターが担当する区域における第 1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置 くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は,原則として次の各号 に掲げる職員の区分に応じ,当該各号に定めるところによる。
 - (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく保健師 その他これに準ずる者 1人
 - (2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づく社会福祉士その他これに準ずる者 1人
 - (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の支援センターを設置することが必要であると運営協議会が認めた場合における包括的支援事業に係る支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

| 担当する区域における第1号被保険者 | 人員配置基準 |
|-------------------|-------------------|
| の数 | |
| おおむね1,000人未満 | 前項各号に掲げる者のうちから1人又 |
| | は2人 |
| おおむね1,000人以上2,000 | 前項各号に掲げる者のうちから2人 |
| 人未満 | (当該者のうち1人は専らその職務に |
| | 従事する常勤の職員とする。) |
| おおむね2,000人以上3,000 | 専らその職務に従事する常勤の前項第 |
| 人未満 | 1号に掲げる者1人及び専らその職務 |
| | に従事する常勤の前項第2号又は第3 |
| | 号に掲げる者1人 |

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。